第一条中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十二年六月三十日」に改める。

別表一中「

| | |
|---|---|
| 企業会計基準第24号 | 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 |

」を「

| | |
|---|---|
| 企業会計基準第24号 | 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 |
| 企業会計基準第25号 | 包括利益の表示に関する会計基準 |

」に改める。

**○政治資金適正化委員会告示第五十三号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十二年十二月三日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

| 登録番号 | 登録年月日 | 氏名 |
|---|---|---|
| 三八一二 | 二二、一一、一二 | 飯田　昌二 |
| 三八一三 | 二二、一一、一二 | 石黒　勝也 |
| 三八一四 | 二二、一一、一二 | 栗原　章 |
| 三八一五 | 二二、一一、一二 | 吉村　安弘 |

**○農林水産省告示第二千二十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県竹田市大字神原字白泉一五二二、一五二八・一五二九・一五四六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一五四六の二、一五四六の三、字大障子一六一八の一・一六一八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六一八の三、一六一八の四、一六二〇の六、一六二一の一、一六二一の二（次の図に示す部分に限る。）一六二一の三から一六二一の五まで、一六二一の六・一六二一の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六二一の八から一六二一の一一まで、一六二一の一四、一六二八の一、一六三〇（次の図に示す部分に限る。）、一六三三の一、一六三三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字白泉一五二二、一五四六の一、字大障子一六一八の一、一六一八の二、一六二一の二（次の図に示す部分に限る。）、一六二一の七、一六三三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千二十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　愛媛県大洲市河辺町北平四二四九、長浜町今坊甲一から甲四まで、甲七、甲一〇の一、甲一三、甲一五、甲一六、甲一八から甲二一まで、甲二四から甲二六まで、甲五三、甲五四の一、甲五五、甲五八の二、甲一一二の一、甲三八七、甲三八九、甲三九〇、甲六三九、甲六四一、甲六四三から甲六四五まで、甲六五四、甲七九〇、甲七九二の一、甲七九二の二、甲七九五から甲七九九まで、甲八〇〇の一、甲八〇〇の二、甲八〇一の一、甲八〇五、甲八〇七、甲八〇九の二、甲八一一、甲八一四から甲八一六まで、甲八一九、甲八二一、甲八二二、甲八二三の一、甲八二四の一、甲八二六の一、甲八四五、甲八四八、甲八六〇、甲八六一、甲八六三、甲八六六、甲八七六、甲八七六の二、甲八七七、甲八七九の二、甲八八四から甲八八六まで、甲八八八から甲八九〇まで、甲八九二から甲八九五まで、甲八九六の一、甲九〇二、甲九〇三、甲九〇四の一、甲九〇四の二、甲九〇五、甲九〇六の一、甲九〇七から甲九一一まで、甲九一四から甲九一六まで、甲一〇二四の一、甲一三三〇、甲一三三一の一、甲一三三一の二、甲一三三二、甲一三三六、甲一三三八の一、甲一三五七、乙一の一、乙一の三、乙一の五、乙一の六、乙一の八から乙一の一二まで、乙一の一五、乙一の一七、乙一の一八、乙一の二〇、乙一の二一、乙一の二七、乙二の一、乙二の二、乙三、乙四の一、乙四の五から乙四の九まで、乙四の一二、乙四の一三、乙四の一六から乙四の二〇まで、乙四の二四から乙四の二六まで、乙四の三六、乙四の三七、乙四の四〇、乙五から乙八まで、乙一一の一、乙一一の三、乙一一の四、乙一一の七、乙一一の八、乙一一の一〇から乙一一の一二まで、乙一一の一四、乙一一の一七、乙一一の一九、乙一一の二〇、乙一一の二二から乙一一の二六まで、乙一一の二八から乙一一の三三まで、乙一一の三四から乙一一の四〇まで、乙一一の四三から乙一一の四六まで、乙一一の五〇、乙一一の五三、乙一一の六〇、乙一一の六四、乙一一の六六、乙一一の六八、乙一一の七〇、乙一一の七三、乙一一の七五、乙一二の一、乙一二の二、乙一二の五、乙一二の六、乙一二の八、乙一二の九、乙一三の一、乙一四、乙一六から乙一九まで、乙二四の一、乙二四の二、乙二六、乙二七、乙二九の一、乙二九の二、乙三〇の一、乙三〇の二、乙三一の一から乙三一の三まで、乙三三、乙三三の一、乙三四の一、乙三四の二、乙三五、乙三六の一から乙三六の四まで、乙三七、乙三八の一、乙三八の二、乙四一、乙四四の一から乙四四の三まで、乙四五の一、乙四五の二、乙四七の一、乙四七の二、乙四八、乙四九の一、乙五〇、乙五一の一、乙五一の二、乙五六、乙五七、乙五九、乙六四、乙六七から乙七四まで、乙七六、乙七八から乙八一まで、乙八二の一、乙八二の三、乙八三、乙九〇の一、乙九二、乙九九、乙一〇一、乙一〇五の一、乙一〇五の二、乙一〇七、乙一〇八の一、乙一一〇、乙一一二、乙一一四の一、乙一一五、乙一一八の一、乙一二〇、乙一六五の一、乙一六五の二、乙一六六の一、乙一七三の一、乙一七四の一から乙一七四の六まで、乙一七五の一、乙一七五の二、乙一七六の二、乙一七八から乙一八一まで、乙一八四の三、乙一八五の一、乙一八五の二、乙一八五の四、乙一八五の五、乙一八六の一、乙一八六の二、乙一八八の一、乙一八九の一、乙一八九の八、乙一九〇の一、乙一九二の二、乙一九二の七、乙二〇〇の一から乙二〇〇の三まで、乙二〇一の一、乙二〇一の三、乙二〇六、乙二五〇の三、乙二五二、乙二五五、乙二五七の二、乙七八九の一、乙七八九の二、乙七九〇、乙七九二、乙七九三、乙七九四の一、乙七九四の六、乙八〇二、乙八〇三、乙八一二から乙八一五まで、乙八一七、乙八二〇の一、乙八二四の一、乙八二四の二、乙八三〇、乙八三三、乙八四〇の一、乙八四二、乙八五五、乙八五六の一、乙八五六の二、乙八五七、乙八五八、乙八六一、乙八六九、乙八七一から乙八七三まで、乙八七九の一、乙八八〇の一、乙八八一から乙八八三まで、乙八八六の一、乙八八七、乙八八八の一、乙八八八の三、乙八八九の一、乙八八九の二、乙八九一の一、乙八九七、乙八九八、乙九〇〇、乙九〇六の一、乙九〇七、乙九〇八の一、乙九〇九の一、乙九〇九の二、乙九一五から乙九一七まで、乙九二二、乙九二三の一、乙九二四の三、乙九三四の一から乙九三四の三まで、乙九三七、乙九四〇、乙九四一、乙九四五、乙九四七の一、乙九四七の六から乙九四七の九まで、乙九四七の一二から乙九四七の一五まで、乙九四八、乙九五〇、乙九五二、乙九五三の一、乙九五四の一から乙九五四の三まで、乙九五五の一、乙九五六、乙九五七、乙九六三から乙九六五まで、乙九六七から乙九七〇まで、乙九七三、乙九七四の一、乙九七五の一、乙九七六の一、乙九七七、乙九七九の一、乙九八〇、乙九八一の一、乙九八一の二、乙九八二、乙九八三、乙九八六の一、乙九八七から乙九八九まで、乙九九一、乙九九五の一、乙九九六、乙九九七の二、乙一〇〇〇、乙一〇〇一の一、乙一〇〇一の二、乙一〇〇二、乙一〇〇五、乙一〇〇六、乙一〇〇八の一、乙一〇〇八の二、乙一〇〇八の七から乙一〇〇八の一〇まで、乙一〇〇九の一、乙一〇〇九の二、乙一〇〇九の四、乙一〇〇九の五、乙一〇〇九の七から乙一〇〇九の九まで、乙一〇〇九の一一から乙一〇〇九の一七まで、乙一〇〇九の一九、乙一〇〇九の二二、乙一〇〇九の二三、乙一〇〇九の二九、乙一〇〇九の